

# 一般社団法人香川県自動車整備振興会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

### 第 1 条

この法人は、一般社団法人香川県自動車整備振興会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

### 第 2 条

本会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(地 域)

### 第 3 条

本会の地域は、香川県一円とする。

(目 的)

### 第 4 条

本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するとともに、自動車の整備事業の健全な発達に資することを目的とする。

(事 業)

### 第 5 条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあっ旋すること
- (3) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底に関するここと
- (4) 必要な講演会、講習会等を開くこと
- (5) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること
- (6) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車特定整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること
- (7) 自動車の整備についての普及、啓発及び広報に関するここと
- (8) 自動車整備業の立場から交通安全、公害防止及び環境保全に関するここと
- (9) 整備事業における廃棄物の適正処理の推進及び資源の有効利用の促進に関するここと
- (10) 自動車整備士二種養成施設の管理及び運営に関するここと
- (11) 自動車整備技能登録試験の実施に関するここと
- (12) 自動車登録番号標の交付代行及び車両番号標の頒布に関するここと
- (13) 自動車登録番号標の封印に関するここと
- (14) 自動車整備業の近代化に関するここと
- (15) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業を営むこと
- (16) 会員及び関係機関との連絡調整に関するここと
- (17) 会員の福利厚生に関するここと
- (18) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (種 別)

第 6 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本会の地域内において、自動車特定整備事業を営む個人又は法人
  - (2) 前号の者をもって組織する団体
  - (3) 本会の趣旨に賛同する者
- 2 前項各号の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
  - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
  - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
  - (5) 暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者

### (入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、会長の承認を得なければならない。ただし、前条第1項第2号及び第3号の者は、理事会の決議を得て、入会申込書を提出しなければならない。

### (入会金及び会費)

第 8 条 会員は、入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 入会金及び会費の額並びにその徴収方法は、総会において別に定めるところによる。
- 3 本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議に基づき会員から臨時会費を徴収することができる。

### (資格の喪失)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき

### (任意退会)

第 10 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

### (除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、会長は当該会員に対し、総会の日から1週間前までに除名する旨を通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
  - (4) 第6条第3項各号の一つに該当するとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は当該会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(権利の喪失)

第12条 本会を退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会の資産に対し、何等の請求をすることができない。

### 第3章 役 員

(役 員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 31名以上39名以内
- (2) 監 事 3名以上5名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長を一般法人法上の代表理事とし、専務理事を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、理事のうち2名以内及び監事のうち2名以内を会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 第6条第3項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この定款及び理事会の決議に基づき本会の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。
- 3 役員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、会長は当該役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) その他解任すべき正当な事由があるとき

(役員の報酬等)

- 第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤理事及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 本会に3名以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、本会に功労があった者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第17条第1項及び第19条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替える。

## 第 4 章 総 会

(種別)

- 第21条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成及び議決権の数)

- 第22条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第23条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 入会金・会費の額及びその徴収方法
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第24条 定時総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め会長に対し、招集の請求があったとき
- (2) 総会員の5分の1以上の議決権を有する会員から会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があつたとき

(招 集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長が総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の14日前までに会員に通知しなければならない。

4 総会に出席しない会員が書面で議決権の行使ができることとするときは、前項の通知には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考資料
- (2) 議決権行使書

(議 長)

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第27条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第28条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使)

第29条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証する書面を会長に提出し、その議決権を代理人に行使させることができる。この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は前条の数に算入する。

(議 事 錄)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員数及び出席者数
  - (3) 審議事項及び決議事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の指名に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2名以上が、これに署名又は記名及び押印しなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

### (構 成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権 限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款で定めるものほか、次の事項を決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 監事から会長に対し、招集の請求があったとき

### (招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに各理事及び監事に通知しなければならない。

### (議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定 足 数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (決 議)

第37条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事数及び出席理事数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及び出席した監事が、これに署名又は記名及び押印しなければならない。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第39条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を得て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

## 第 7 章 事務局

(設置等)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備付けておかなければならぬ。なお、これらの帳簿及び書類については、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 総会及び理事会の議事録
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を得て、会長が別に定める情報公開規定に基づきこれを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第43条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第45条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算に関する書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項で承認を得た書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

(長期借入金)

第48条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定めた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 雜 則

(細 則)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人香川県自動車整備振興会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、前項の設立の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 本会の最初の代表理事は星合洋一、業務執行理事は古川泰雄とする。
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 附 則

- 1 この定款は、令和2年6月13日（定時総会日）一部改正により施行する。